



2022年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社シイエム・シイ
 代 表 者 名 代表取締役社長 佐々 幸恭
 (コード：2185、東証スタンダード・名証メイン)
 問 合 せ 先
 役職・氏名 取締役執行役員
 経営企画室担当 杉原 修巳
 (TEL. 052-322-3386)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、次のとおり、定款の一部変更について2022年12月23日開催の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)事業目的の変更

当社及び子会社の事業の現状に即して表現を見直すとともに、今後の事業展開等に合わせ、現行定款第2条に定める事業目的を変更するものであります。

(2)株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

<p>(1)印刷・出版業務及び紙製品の製造・販売業務</p> <p>(2)広告代理業務</p> <p>(3)市場調査・販売促進業務</p> <p>(4)広告物の企画・制作・販売業務</p> <p>(5)翻訳及びマニュアルライティング業務</p> <p>(6)マイクロフィルム・ビデオ・スライド・映画の制作・販売業務</p> <p>(7)コンビニエンスストアの経営</p> <p>(8)食料品・清涼飲料水・乳製品及び医薬部外品の販売業</p> <p>(9)書籍・新聞・文房具・玩具・衣料品・日用雑貨及び化粧品品の販売業</p> <p>(10)煙草の販売</p> <p>(11)酒類の販売</p> <p>(12)米穀類の小売販売業</p> <p>(13)郵便切手及び収入印紙の売捌き</p> <p>(14)旅行斡旋業</p> <p>(15)パンフレット等による自動車教習所の案内と斡旋業</p> <p>(16)損害保険及び生命保険の代理業</p> <p>(17)自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>(18)各種代行収納業</p> <p>(19)コンピューターを活用したソリューションシステムの企画提案、システム開発、運用及び保守業務</p> <p>(20)システムインテグレーション業務</p> <p>(21)システムインテグレーション業務に付随するコンサルティングサービス業務</p> <p>(22)アプリケーションエンジニアリング業務</p> <p>(23)経営コンサルティング業務</p> <p>(24)事務機器、コンピューター、ソフトウェア、情報通信機器及び周辺機器の販売並びにサービス業務</p> <p>(25)人材教育及び研修業務</p> <p>(26)市場調査業務</p> <p>(27)労働者派遣業務</p> <p>(28)有料職業紹介業務</p> <p>(29)不動産の賃貸</p> <p>(30)前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(1)情報通信技術等を活用した各種サービスの提供</p> <p>①情報の体系化及び構造化業務</p> <p>②業務従事者の暗黙知の可視化及び体系化業務</p> <p>③技術情報・製品情報のデータ分析及び解析業務</p> <p>④生活者の行動データ等の収集、分析及び解析業務</p> <p>⑤コンテンツのソリューション開発、運用及び保守業務</p> <p>⑥プラットフォームの開発、運用及び保守業務</p> <p>⑦業務標準戦略の立案及び実行支援業務</p> <p>⑧人材育成戦略の立案及び実行支援業務</p> <p>⑨販売促進戦略の立案及び実行支援業務</p> <p>(2)ソフトウェアの開発、販売、運用及び保守業務</p> <p>(3)システムインテグレーション業務及び付随するコンサルティングサービス業務</p> <p>(4)ハードウェアの販売及びサービス業務</p> <p>(5)経営コンサルティング業務</p> <p>(6)市場の調査及び分析業務</p> <p>(7)広告物の企画、制作、販売業務及びそれに付随する広告代理業務</p> <p>(8)セミナー・イベント・展示会等の運営業務</p> <p>(9)映像の企画及び制作業務</p> <p>(10)印刷、出版業務及び紙製品の製造、販売、物流管理業務</p> <p>(11)通信販売業</p> <p>(12)労働者派遣業務及び有料職業紹介業務</p> <p>(13)不動産の賃貸</p> <p>(14)コンビニエンスストアの経営</p> <p>(15)前各号に付帯関連する一切の業務</p>
--	---

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第17条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p> <p>附則 (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第17条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> <u>2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程 (予定)

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年12月23日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| 事業目的の変更 | 2022年12月23日 |
| 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更 | 2022年12月23日 |

以上